

寝屋川市地域公共交通協議会規約

改 正 案	現 行
(事務局) 第 15 条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、寝屋川市<u>都市管理部</u>交通政策課内に置く。 3 (略) 4 (略) 附 則 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	(事務局) 第 15 条 協議会の運営に関する事務を行うため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、寝屋川市<u>まちづくり推進部</u>交通政策課内に置く。 3 (略) 4 (略) 附 則 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市地域公共交通協議会事務局規程

改 正 案	現 行
(職員等) 第3条 事務局長は、寝屋川市<u>都市管理部</u>交通政策課長をもって充てる。 2 事務局員は、寝屋川市<u>都市管理部</u>交通政策課の職員をもって充てる。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u>	(職員等) 第3条 事務局長は、寝屋川市<u>まちづくり推進部</u>交通政策課長をもって充てる。 2 事務局員は、寝屋川市<u>まちづくり推進部</u>交通政策課の職員をもって充てる。 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。